

大和郡山市地域公共交通再編に向けた基礎調査及び検討支援に係る仕様書

1 業務目的

人口減少や少子高齢化などでバス等の公共交通機関を利用する人が全国的に減少し、不採算部門の廃止や縮小などが進んでいる。買い物難民の防止や高齢者の福祉増進のため、コミュニティバスの導入も進んでいるが、利用者の運送コストは増大し、自治体の財政を圧迫する懸念もある。しかしながら、移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすものである。

本市では、公共交通空白地域及び交通不便地域の解消と高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するため、元気城下町号（6便／日）、元気平和号（3便／日）、元気治道号（3便／日）の3路線を運行している。また、高齢者移動支援や福祉タクシー助成等の事業も行っている。今回、それら事業の再編も含め、新たな輸送サービスとして、予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる「デマンド交通」の導入についても検討し、本市の将来の公共交通に関する方向性や、公共交通施策のあり方を示す、将来にわたって持続可能な地域公共交通計画の策定に向けた基礎調査・分析、実証実験における立案を行うものである。

2. 立案における留意点

特に、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図る「大和郡山市総合交通戦略（令和2年3月策定）」、今後の公共交通に関する方針や施策を具体的に検討していくための基礎資料として、運行形態ごとの比較検討を行う「大和郡山市公共交通のあり方に関する調査検討業務報告書（令和5年3月策定）」及び効率的な居住機能や都市機能の誘導を進め、コンパクトシティの形成に向けたまちづくりに取り組んでいくことを目的とした「大和郡山市立地適正化計画（令和6年3月改定）」を踏まえること。

- ① 地域の特性や移動の需要、その背景等を分析し、妥当性のある判断を行うこと。
- ② 役割や導入目的を明確にし、その地域で生活する住民にとって使い勝手が良いか、地域の交通需要に合っているかという観点から検証すること。
- ③ ニーズ調査や収支計画等を綿密に行い、費用面での持続可能性および費用対効果を意識した費用の最適化等、継続運行を目指したものであること。
- ④ 「デマンド交通」については、運行方式、運行ダイヤ、発着自由度の3点の比較と、利用対象者の限定及び利用登録の有無についても検証すること。
- ⑤ 既存交通網との共存を意識すること

3. 委託業務内容

本業務は、令和7年度に予定している地域公共交通計画策定に向けた基礎調査と

して、本市における公共交通等の現状を整理するほか、公共施設等の立地など地域特性について把握、分析し、公共交通の利用者である市民の意識調査等を通じて、将来の公共交通のあり方の方向性を見出し、交通事業者等関係者へのヒアリングを行ったうえで、「デマンド交通」等の新たな交通形態も視野に入れた実証実験に向けた検討を行う。

(1) 計画準備

業務の目的・趣旨を把握し、業務実施のための基本方針・工程計画・作業体制等を立案した業務計画書及びスケジュールを作成し提出する。

(2) 研修会の開催

本市地域公共交通連絡協議会及び作業部会向けに、「デマンド交通」に関する研修会（1回1時間程度計2回）を開催する。

(3) 本市の地域特性と公共交通等の現状分析

① 地域特性の分析

人口の推移や分布、主要施設の立地状況、道路交通環境など、地域の概況を整理する。

② 公共交通等の現状整理

本市の公共交通（鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー・その他移送サービス等）におけるサービス状況、利用状況、経営環境等の現状を整理する。

③ 市民の意識調査

デマンド交通の導入やコミュニティバスの運行方法等、公共交通の最適化を図るため、市民に対するアンケート調査（対象：2,500～3,000世帯）を実施し、行動パターン（利用時間）や移動ニーズ（目的地）、許容する経済負担（運賃）、などについて分析する。

(4) 運行手法の事例整理

デマンド交通、コミュニティバス等の行政主導の交通施策の仕組みや収入、運行経費等の状況、運行形態の方策等の県内事例を収集し整理する。

(5) デマンド交通等の実証実験計画素案の策定

① 運行地域の設定

「2. 立案における留意点」と（1）～（4）を踏まえ、実証実験として運行する地域を設定する。

② 運行手法の検討

「2. 立案における留意点」と（1）～（4）を踏まえ、実証実験としての運行手法を検討する。

③ 関係者意見ヒアリング

関係する事業者（鉄道・バス・タクシー事業者等）に対してヒアリングを行い、実証実験に向けた意見を聴取する。

④ 実証実験計画のとりまとめ

①～③を踏まえ、実証実験として実施する交通施策の運行内容（区域、時間等）、利用料金、実験車両などについて検討を行うとともに、実験の実施期間、実施体制等について検討を行う。

⑤ 運行評価方法の検討

実証実験の実施にあたり、評価指標、目標値、目標達成状況の把握方法などの評価、検証方法について、予め検討を行う。

(6) 協議会運営支援

本市地域公共交通総合連絡協議会及び本市地域公共交通運賃等協議会における実証実験に向けた協議会資料の作成を行い、会議に出席し必要な支援を行う。また、議事要旨の作成を行う。なお、会議に必要な資料の印刷については発注者で実施する。

(7) とりまとめ

(1)～(6)において検討等した結果を報告書としてとりまとめを行う。

(8) 打合せ協議

打合せ協議等は、着手時および報告時を含め、複数回行うものとする。業務の遂行にあたり、監督職員と密に連絡をとり、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認する。

4. 成果品

本業務の成果品をとりまとめ、次のものを納品する

1. 報告書（A4 チューブファイル） 1式
2. 報告書（A4 概略版） 50部
3. 研修会の資料 40部
4. 上記の電子データ 1式

なお、市の方針により簡潔な冊子とするため、1. 報告書については表紙等含めA4判50ページ以内（A3は2ページ換算）とする。ただし、協議のうえ市が了承した場合はこの限りではない。

(別添) 委託業務の流れ

